

仕様書(設計数量総括表)

事業名	庁舎管理事業
件名	雲南省役所本庁舎 非常用放送設備購入
実施(納入)場所	木次町里方地内
実施(納入)期限	令和8年3月27日
業務概要	非常用放送設備購入

設計内訳書

名称・項目	規格・寸法	数量	単位	摘要
非常業務操作器		1	式	
ミキサーユニット	EM-E156	1		
プロセラムチャイムユニット	EM-M102	1		
ラックマウント金具	PA-DA700	1		
デジタルパワーアンプ (360W)	EM-A942D	1		
非常電源ユニット	EM-N112	1		
追加DCユニット	EM-P22	1		
主電源ユニット	EM-P11B	1		
主入力制御ユニット	EM-Y152	1		
回線制御ユニット	EM-L152	1		
特型音声メッセージ 特型	特型	1		
非常業務遠隔操作器	※1階守衛室 (集合盤組込)	1	式	
消耗品雑材費		1	式	
機器取替え作業費 (撤去共)		1	式	
調整試験費		1	式	
諸手続き申請費		1	式	
諸経費		1	式	
業務価格				
消費税及び地方消費税		10	%	
合計				

特記仕様書

1 業務名

(1) 業務の名称

雲南市役所本庁舎 非常用放送設備購入（以下「本業務」という。）

(2) 納入期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

2 業務内容

(1) 放送設備の更新

既存の放送設備を撤去し更新する。

次の参考機種と同等以上の性能を有すること。

品 名	型番・仕様
非常・業務操作部	
1) 非常業務操作器	EM-E156 ×1
2) ミキサーユニット	EM-M102 ×1
3) プロセッサユニット	PA-DA700 ×1
4) ラックマウント金具	PS-RU11 ×1
5) デジタルパワーアンプ（360W）	EM-A942D ×1
6) 非常電源ユニット	EM-N112 ×1
7) 追加DCユニット	EM-P22 ×1
8) 主電源ユニット	EM-P11B ×1
9) 主入力制御ユニット	EM-Y152 ×1
10) 回線制御ユニット	EM-L152 ×1
11) 特型音声メッセージ 特型	特型 ×1
※ラック・パネルは再利用	

(2) 設置仕様

ア 作業日程

具体的な作業日程は、発注者と協議すること。

イ 仮設

作業に伴い必要となる仮設費用は受注者の負担とする。

ウ 機器設置

事前に現地調査を行い、関連施設設備の構造、位置関係及び全国瞬時警報システム等

既存設備との接続状況を十分に把握した上で、設置・調整を行うこと。
地震等による移動・転倒防止の措置を行うこと。

工 試験

機器設置後に総合的な試験を行い、健全性を確認すること。

オ 操作説明

発注者の指定する者に対して機器の取扱説明を行うこと。

3 業務の実施

(1) 業務現場管理

ア 業務管理

受注者は、本業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行うものとする。

イ 業務条件

(ア) 業務を行う日時は、事前に発注者の承諾を得ること。

(イ) 本業務に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、受注者の負担において既成にない補修すること。

ウ 業務責任者

受注者は、あらかじめ業務責任者を定め発注者に通知すること。

また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

エ 作業者

(ア) 作業者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

(イ) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行うものとする。発注者から当該資格者証の提示を求められた場合は、速やかに提示するものとする。

(2) 廃棄物処理

本業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、積込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関連法令を遵守して、適切に処理するものとする。

4 一般事項

(1) 受注者の負担の範囲

ア 本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の負担において履行すべきものとする。

イ 本業務に必要な材料、工具、計測機器、仮設資材等の機材は、全て受注者の負担とする。

ウ 本業務に必要な試験及び検査に係る費用は、全て受注者の負担とする。

(2) 疑義に対する協議等

ア 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

イ アの協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者及び発注者の協議による。

(3) 提出書類の書式等

各種提出書類の書式は、別に定めがある場合を除き、発注者の指示によるものとする。

(4) 関係法令等の遵守

本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、本業務の円滑な遂行を図るものとする。

5 納入機器の保証期間

納入した機器の保証期間は、本業務の完了日から1年間とする。

ただし、製造メーカー標準の保証規約で1年間より長期の保証がある場合は、当該規約に従うものとする。

6 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち会わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

7 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

8 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

9 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、令和8年3月27日までに完了報告書を発注者に提出し、7日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに発注者の検査を受けなければならない。